環境バイオテクノロジー学会誌 Journal of Environmental Biotechnology (JEB) 投稿規定

１．投稿者の資格

環境バイオテクノロジー学会誌（英文名 Journal of Environmental Biotechnology）（以下，本誌という）への投稿は環境バイオテクノロジー学会（以下，本学会という）会員（団体会員に所属する者を含む）に限る。なお，連名による投稿の場合は少なくとも著者の一人が本学会会員であること。ただし，外国からの投稿および本学会が寄稿を依頼した場合にはこの限りではない。

２．報文の種類

本誌への投稿報文は環境バイオテクノロジー関連分野の原著論文（論説，通常論文，短論文），総説，研究資料および諸報とし，いずれも未発表のものに限る。ただし，環境バイオテクノロジー学会誌編集委員会（以下，編集委員会という）が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

（1）**原著論文** (original papers) : 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で，以下の 4 つに該当する論文。

1）**通常論文** (regular papers) : 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で，それ自体独立して価値のある結論あるいは事実を含む論文。

2）**短論文** (short papers) : 環境バイオテクノロジーに関する独創的研究についての論文で，断片的な研究の成果ではあるが新しい事実や価値あるデータを含む短い論文。

3）**論説** (articles) : 環境バイオテクノロジーの専門分野の今日的状況を踏まえて，新しい考察を含む技術論や社会論等の論文。

4）**技術論文** (technical papers) : 企業等が行っている新規な技術の開発成果等をまとめた論文。

（2）**総説** (reviews) : 内外の学術雑誌に発表された自己の研究成果を含み，さらに未発表の内容について環境バイオテクノロジーの立場から総合した論文で以下の 2 つに該当する論文。

1）**総説（特集）** (reviews for special issue) : 本誌の編集委員会が企画編集する特集テーマに基づいて執筆された総説。

2）**総説（一般）**(reviews in general) : 上記以外の総説で，特集テーマに基づくことなく執筆された総説。

（3）**研究資料** (technical notes) : 既存の研究，調査，統計などの成果をまとめた資料。

（4）**諸報** (news) : 会議報告，学会ニュース，意見，著書紹介等。

3. 報文の書き方

報文の用語は日本語または英語とし，別に定める**「環境バイオテクノロジー学会誌原稿執筆要領」**に従い簡潔に分かりやすく作成すること。論説および総説は刷り上り 12 ページ以内，通常論文は同 8 ページ以内，短論文および技術論文 は同 4 ページ以内，研究資料は同 4 ページ以内とするが，編集委員会が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。ただし，この制限ページの超過や特別な図表等の印刷により多額の経費を要する場合には，当該費用は著者負担とする。なお，本誌は，PDF 版と冊子体版を発行し，原則的に，PDF 版はカラー，冊子体版はモノクロとする。

4. 報文の受付

報文原稿はその電子ファイル（本文は PDF ファイルとする）を下記宛てに E-mail で送付すること。メール本文に「報文の種類」「タイトル」「著者・所属」「要旨」を記載すること。なお，必要に応じて「内容説明」や「査読者の希望」等も記載すること。

東北学院大学工学部環境建設工学科
環境バイオテクノロジー学会誌編集委員会　宮内啓介
(電話: 022-354-8713,　E-mail: kmiya@g.tohoku-gakuin.ac.jp)

5. 原稿の審査

原著論文，総説および研究資料の原稿の審査は，複数の査読者によってなされる。掲載の可否に関する最終判定は，査読者からの査読結果報告に基づいて編集委員会において行い，編集委員長から著者に審査結果が通知される。内容・体裁に問題があると判断された原稿はその旨を著者に伝え，修正が求められる。修正を求められた原稿は，2 ヶ月以内に編集委員会宛に返送すること

とし，2 ヶ月を過ぎて返送されなかった原稿は新規の投稿として審査される。

6. 校正

掲載が決定した報文は初校のみ著者に送付するので，到着日より印刷会社に指定された日数 (通常 7 日程度) 以内に必着するように原稿とともに指定された印刷会社宛に返送すること。この著者校正時における文章や図表の追加や変更はこれを認めない。

7. 別刷り

別刷りが必要な場合は, 校正時に印刷会社の指示に従い, 入用部数を印刷会社に発注すること。但し，別刷り印刷費用は著者の負担とする。

8. 著作権および著作物の利用

本誌に掲載された報文の著作権は著者に帰属する。本誌に掲載されたすべての報文はオープンアクセスとし、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス（CC BY 4.0）のもとで公開する。著者は、掲載された報文を機関リポジトリ、著者自身のウェブサイトその他の媒体で公開することができる。その際には、掲載された報文の DOI を明記し、本誌に掲載された正式版（Version of Record）へのリンクを示すことを推奨する。

９．広告掲載

冊子版モノクロで，1 ページあたり 2 万円 (半ページも同額) にて受け付ける。

（2001 年 11 月 27 日制定）
（2018 年 9 月 6 日改正）
（2024 年 5 月 31 日改正）
（2026 年 10 月 6 日改正）